

実技試験の免除（養成施設）について・・・

現行制度の自動車整備士資格を対象とした自動車整備技術講習は、

令和8年度第1期（4月～9月）で終了します。

令和8年度第2期（10月～3月）からは、**新制度**に基づく講習となります。

また、自動車整備士の種類によっては実技試験免除の講習は行っていません。

令和9年1月1日施行により自動車整備士制度が変わります

【資格体系の改正】

現行制度

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※)
	一級小型自動車整備士 (※)
	一級二輪自動車整備士
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ジーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士

新制度（令和9年1月1日以降）

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級自動車整備士（総合） (※)
	一級自動車整備士（二輪）
二級	二級自動車整備士（総合） (※)
	二級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車整備士（総合）
	三級自動車整備士（二輪）
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士 (※)
	自動車車体・電子制御装置整備士 (※)

整備士資格を取得するには、

同制度同種類の 学科試験と実技試験の両方に合格することが必要です。

（国土交通省が指定した養成施設を修了すると修了日より2年間実技試験が免除になります）

東京都自動車整備技術講習所